

【18 積 文】勢多郡宮田村夫婦死別につき嫁引取り状

(元治二年..一八六五)

引取一札之事

丑式拾七歳

一  
きな

右者、其御村方只七殿姫ニ  
先年縁組差遣し候処、此度  
死別れニ付、当村主馬之介  
方江御差戻しニ相成、然ル上者、  
其御村方人別御除き可レ被レ成候、  
当村人別帳ニ差加申候、為ニ後日一  
引取一札、仍而如レ件

稲葉民部太輔領分

上州勢多郡

元治二丑年正月日

宮田村

名主 友右衛門<sup>印</sup>

同御領分

猫村

御名主

権之丞殿

【18 読み下し文】

引き取り一札の事

一  
丑(うし) 式拾七歳

きな

右は、其の御村方(むらかた)只七殿姫(よめ)に  
先年縁組差し遣(つかわ)し候処、此の度  
死に別れに付、当村主馬之介(しゅめのすけ)  
方へ御差し戻しに相(あい)成り、然(しか)る上は、  
其の御村方人別(にんべつ)御除き成らるべく候、  
当村人別帳に差し加え申し候、後日の為(ため)  
引き取り一札、仍(よつ)て件(くだん)の如し

稲葉民部太輔(みんぶたゆう)領分

上州勢多郡

元治二丑年正月日

宮田村

名主 友右衛門<sup>印</sup>

同御領分

猫村

御名主

権之丞殿